

**必ずご確認ください**

## 府中市貸付奨学資金 連帯保証人について

### 1 連帯保証人とは

連帯保証人とは、貸付を受けた方（府中市貸付奨学資金申込者）とその保護者（保証人）が返済できなくなった場合、又は返済が滞った場合に返済をしていただく方です。

必ず、貸付を受けた方とその保護者（保証人）以外で、一定の職業を持ち、かつ独立の生計を営む 60 歳未満（申請年度 3 月末時点）の方にご依頼ください。所得が年金のみの方は、一定の職業を持つ方に含まれませんのでご注意ください。

また、連帯保証人は、原則として都内在住の方にご依頼ください。やむを得ず都外在住者に依頼する場合は、事前にご相談ください。

### 2 連帯保証人の手続

連帯保証人について、申込書類提出時に届け出る必要はありませんが、貸付内定後に連帯保証人の印鑑登録証明書と勤務証明書、及び直近 1 年分の所得を証明する書類（源泉徴収票または確定申告書控え）をご提出いただきます。

連帯保証人を立てることができなかった場合は内定取消となりますのでご注意ください。

### 3 連帯保証人への請求

貸付を受けた方からの返済が滞った場合には、貸付を受けた方へ電話や手紙での督促を行うほか、ご自宅に伺って返済を促します。

その後も貸付を受けた方から返済がされない場合には、保証人（保護者）に返済するよう促します。

貸付を受けた方、保証人（保護者）からの返済がされない場合には、貸付額を限度に連帯保証人に返済していただくことになります。立場や役割をお伝えいただき、ご理解いただいた上で、お引き受けいただくようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

府中市教育委員会教育部教育総務課学校庶務係  
電話 042 - 335 - 4428